

# ぎふの木を使った住宅の 新築・リノベ・改修に助成します



## 【募集棟数】

県内新築タイプ……………230棟  
 県外新築タイプ…………… 60棟  
 県内リノベーション・  
 改修タイプ…………… 30棟

**国補助金等との併用が可能です!**

**金利を引き下げられる「フラット35地域連携型」が利用できます!**

写真提供：笠原木材(株)

**岐阜県の木材を使って家を建てることは、岐阜県の森林を  
守り育て、豊かな森林を未来に引き継ぐことにつながります**

岐阜県は県土の約8割を森林が占める、全国有数の森林県です。先人達が植えて育ててきたスギやヒノキは、木材として利用できる時期を迎えています。こうした木材を活用し、また植えて育てることは、山の土が水をたくわえてきれいで美味しい水を作ることや、洪水や土砂災害の防止など、私たちの安全・安心な暮らしを支えることにつながります。

また、木をふんだんに使った空間には免疫力向上やリラククス効果など、様々な効果があることが明らかになってきています。

## 【助成額】

**新築**

**最大32万円/棟**

**リノベーション・改修**

**最大16万円/棟**

お問い合わせ先

**岐阜県 林政部 県産材流通課**  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁  
TEL：058-272-8487 FAX：058-278-2705

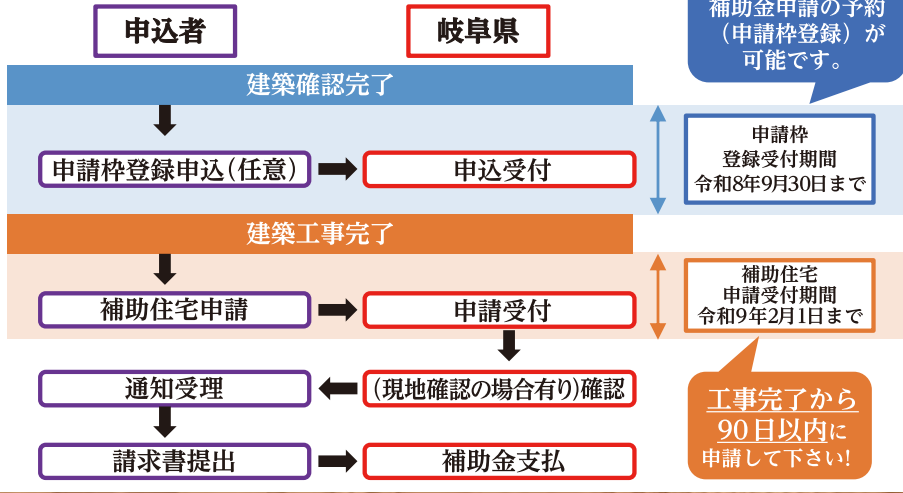
詳しくは岐阜県のホームページでお知らせしています。

ぎふの木で家づくり

検索



# ◆手続きの流れ



# 安心してつかえる岐阜県産の木材

## 「ぎふ証明材」とは？



## 「ぎふ性能表示材」とは？

JAS規格に準じて県が定めた含水率、強度などの測定・表示基準をクリアした、品質・性能が確かな「ぎふ証明材」です。

## 「JAS製品」とは？

日本農林規格(JAS規格)により定められた厳しい基準に適合しており、寸法や材質、強度などの品質・性能が保証されています。この事業の対象となる製品の条件などはホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

# ◆助成内容一覧

募集棟数、申込み時期、応募状況、必要書類等、詳しくは県のホームページでお知らせしています。募集方法は先着順とし、募集棟数もしくは予算の上限に達した場合、受付を終了します。

区分	建築場所	助成額計算方法	1棟あたりの助成額	申請要件	申請先
県内新築タイプ	岐阜県内	① 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、aとbの合計額を助成【上限30万円、下限15万円】 a 構造材：「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」の使用量(m <sup>3</sup> )×2万円/m <sup>3</sup> b 内装材：「木材使用要件Ⅱ※ <sup>2</sup> 」の使用量(m <sup>2</sup> )×2千円/m <sup>2</sup>	国補助金等との併用なし【①+②】 <b>上限32万円(下限15万円)</b>	・「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」を構造材に80%以上使用する住宅であること ・「ぎふの木で家づくり協力工務店等※ <sup>3</sup> 」が建設する住宅であること	住宅が所在する地域の県農林事務所 林業課
		② ①に加え、内装材に「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」を使用した場合、cの額を加算【上限2万円】 c 内装材：「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」の使用量(m <sup>2</sup> )×400円/	国補助金等との併用あり【①+②×0.55】 <b>上限17万6千円(下限8万2千円)</b>		
県外新築タイプ	県外	① 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、aとbの合計額を助成【上限20万円、下限15万円】 a 構造材：「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」の使用量(m <sup>3</sup> )×2万円/m <sup>3</sup> b 内装材：「木材使用要件Ⅱ※ <sup>2</sup> 」の使用量(m <sup>2</sup> )×2千円/m <sup>2</sup>	国補助金等との併用なし【①】 <b>上限20万円(下限15万円)</b> 国補助金等との併用あり【①×0.55】 <b>上限11万円(下限8万2千円)</b>	・「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」を構造材に80%以上使用する住宅であること ・「ぎふの木で家づくり協力工務店等※ <sup>3</sup> 」が建設する住宅であること	県庁林政部 県産材流通課
県内リノベーションタイプ	岐阜県内	① 構造材・準構造材と内装材の県産材使用量に応じて、aとbの合計額を助成【上限14万円、下限4万円】 a 構造材：「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」の使用量(m <sup>3</sup> )×2万円/m <sup>3</sup> b 準構造材：「木材使用要件Ⅱ※ <sup>2</sup> 」の使用量(m <sup>2</sup> )×2千円/m <sup>2</sup> c 内装材：「木材使用要件Ⅱ※ <sup>2</sup> 」の使用量(m <sup>2</sup> )×2千円/m <sup>2</sup>	国補助金等との併用なし【①+②】 <b>上限16万円(下限4万円)</b>	・「ぎふの木で家づくり協力工務店等※ <sup>3</sup> 」が建設する住宅であること	住宅が所在する地域の県農林事務所 林業課
県内改修タイプ	岐阜県内	② ①に加え、内装材に「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」を使用した場合、cの額を加算【上限2万円】 c 内装材：「木材使用要件Ⅰ※ <sup>1</sup> 」の使用量(m <sup>2</sup> )×400円/m <sup>2</sup>	国補助金等との併用あり【①+②×0.55】 <b>上限8万8千円(下限2万2千円)</b>		

※<sup>1</sup> 木材使用要件Ⅰ：「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」 ※<sup>2</sup> 木材使用要件Ⅱ：「ぎふ証明材」又は「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」  
※<sup>3</sup> ぎふの木で家づくり協力工務店等：県内に事業所を有し「ぎふの木で家づくり協力工務店」の認定を受ける、もしくは受けようとする工務店等

## 県リフォーム補助金と併用可能！

県内リノベーションタイプ及び県内改修タイプは、住宅課が実施する「岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金」との併用が可能です。上記補助金の詳細は、以下の窓口までお問い合わせください。  
【窓口】岐阜県 都市建築部 住宅課 住宅企画係 【TEL】058-272-8693(直通)

## 住宅ローンの支援制度も活用可能！

- ① 申請要件を満たす新築住宅は、金利低減の対象となります。(岐阜県・愛知県・三重県に建築する住宅が対象) 取り扱うローンなど詳しくは、協力金融機関にお問い合わせください。  
【対象ローン】フラット35、35Sなど【適用金利】店頭基準金利から年▲0.2%(全期間手数料定額型)  
【協力金融機関】大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫(金融機関コード順)
- ② 「ぎふの木で家づくり支援事業」は「フラット35地域連携型」と連携しています。  
ぎふの木で家づくり支援事業の補助住宅であれば、フラット35の金利を一定期間引き下げることができます。(当初5年間▲0.25%)  
フラット35取扱金融機関であれば利用が可能です。  
※①と②を合わせると当初5年間▲0.45%、残期間▲0.2%となります。

併用により最大で **76万円の補助**が受けられます！

## ぎふの木の家を建てたい！

- ◆ **ぎふの木で家づくり協力工務店**  
岐阜県の木を使った住宅の建築に積極的に取り組む工務店です(県認定)。
- ◆ **岐阜県木造住宅アドバイザー**  
岐阜県の木を使った住宅に関する相談・要望に応えることのできる建築士です(県認定)。
- ◆ **岐阜県木造住宅相談員**  
岐阜県の木を使った住宅に関する知識を持つ工務店・設計事務所の営業担当者です(県認定)。  
※県認定に関する情報などは、県ホームページでお知らせしています。

